

第15 檢 查 関 係

第15 検 査 関 係

1 検 査

山梨県が発注する建設工事の検査は「山梨県建設工事検査要綱」に基づき、また、調査、測量及び設計等業務委託の検査は「山梨県調査・測量・設計等業務委託検査要綱」に基づいてそれぞれ実施している。

検査の対象は次の区分による。

- ① 本庁執行(10,000万円以上の工事(特設事務所の内ダム管理事務所は5,000万円以上)及び4,000万円以上の調査、測量、設計等業務委託(特設事務所の内ダム管理事務所は2,000万円以上))の完成検査、出来形検査、部分検査及び建築工事に係る検査は、出納局工事検査課工事検査監により実施
- ② 出先(事務所)執行(10,000万円未満の工事(特設事務所の内ダム管理事務所は5,000万円未満)及び4,000万円未満の調査、測量、設計等業務委託(特設事務所の内ダム管理事務所は2,000万円未満))の完成検査、出来形検査及び部分検査は、各地域県民センター工事検査幹・工事検査員等により実施

令和4年度 執行所属別検査件数

執行所属	建 設 工 事				業務委託	合 計
	完成検査	出来形検査	部分検査	計	完了検査	
事 業 課	232	25	1	258	62	320
中北建設事務所	177	7	0	184	360	544
峡東建設事務所	66	0	0	66	179	245
峡南建設事務所	78	3	0	81	238	319
富士・東部建設事務所	131	3	0	134	319	453
特 設 事 務 所	54	0	0	54	110	164
合 計	738	38	1	777	1,268	2,045

※ 特設事務所は、新環状道路建設事務所、広瀬・琴川ダム管理事務所、荒川ダム管理事務所、大門・塩川ダム管理事務所、深城ダム管理事務所、流域下水道事務所とする。